

中能登町危険空き家等除却費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予算の範囲内で家屋の除却に要する費用の一部を補助することにより、空き家等の除却を促進し、町民の安全で安心な居住環境の形成を図るため、中能登町危険空き家等除却費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、中能登町補助金交付規則(平成17年中能登町規則第29号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項に定める建築物をいう。

(2) 危険空き家等 町内に存し、次のアからウまでに掲げる要件をいずれも満たす建築物をいう。

ア 中能登町空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例(平成28年中能登町条例第9号)第2条第1項に規定する空き家等(敷地を除く。)であって、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態のもの

イ 住宅地区改良法施行規則(昭和35年建設省令第10号)別表第1から別表第3に基づき不良度の判定を実施し、評点が100点以上であるもの

ウ 倒壊した際に、道路又は隣家に干渉しうるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けて補助事業を行おうとする者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 空き家に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者(以下「所有者等」という。)かつ個人であるもの

(2) 本人又は同居の親族が町税を滞納していないもの

(3) 本人又は同居の親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者又は暴力団員と密接な関係を有しない者

(4) 前3号の要件に関わらず、町長が認めたもの

(補助事業及び補助金の額)

第4条 補助事業は、町内にある危険空き家等の全部を除却する工事（危険空き家等の所在地にある家財及び樹木の処分を含まない。）であって、解体事業者等に請け負わせるものとする。

2 補助金の額は、補助事業に要する費用の2分の1に相当する額以内（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。

（事業の認定）

第5条 補助対象者は、補助事業の実施前に補助事業認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に、次の必要書類を添えて町長に提出し、町長の認定を受けなければならない。

（1）位置図（付近見取図）及び配置図

（2）土地・家屋名寄帳兼固定資産課税台帳又は土地・建物登記事項証明書（所有者等及び建築年月が確認できる書類）

（3）補助事業に要する経費が確認できる見積書の写し

（4）現況写真

（5）戸籍謄本（相続人等の確認が必要な場合）

（6）その他町長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項の認定申請を行う場合において、空き家等について権利を有する者がほかにあるときは、原則としてその全ての者から補助事業の実施についての同意を得なければならない。その場合、同意書（様式第2号）を提出するものとする。ただし、事情により全ての者から同意を得ることが難しい場合は、紛争等が生じた場合の誓約書（様式第3号）の提出をもって代えることができるものとする。

（事業認定の決定）

第6条 町長は、前条の規定による認定申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、これを認定したときは、補助事業認定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

（交付の申請）

第7条 前条の規定により補助事業認定を受けた補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、危険空き家等除却費補助金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（1）補助事業実施計画書（様式第6号）

（2）補助事業認定通知書の写し

（3）施工業者の建設業許可書又は解体工事業の登録書の写し

（4）町税等の滞納がないことを証する書類

（交付の決定）

第8条 町長は、前条の規定による申請（以下「交付申請」という。）があったときは、その内容を審査し、危険空き家等除却費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第7号）により、補助金の適否を決定し補助対象者に通知するものとする。

（補助事業の内容の変更）

第9条 交付決定の通知を受けた補助対象者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく補助事業変更承認申請書（兼補助金変更交付申請書）（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、町長に承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- （1）補助事業変更計画書（様式第9号）
- （2）変更後の解体工事業者の見積書の写し
- （3）施工業者の建設業許可書又は解体工事業者の登録書の写し
- （4）前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は前項の申請書を受領し、その内容を承認したときは、補助事業変更承認通知書（兼補助金変更交付決定通知書）（様式第10号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助事業の中止）

第10条 補助対象者は、補助事業を中止しようとするときは、遅滞なく補助事業中止届出書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

（交付申請の取下げ）

第11条 補助対象者は、交付申請を取下げようとするときは、遅滞なく補助金交付申請取下届出書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、直ちに補助事業実績報告書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1）着工前写真、工事写真、完成写真
- （2）除却工事に要した費用の支払いを証する領収書の写し
- （3）前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（額の確定）

第13条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、中能登町危険空き家等除却費補助金額確定通知書（様式第14号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、直ちに補助金請求書(様式第15号)により、町長に請求するものとする。

(補助金の返還)

第15条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正行為があったとき。

(3) その他町長が特に適当でないと認めたとき。

(報告、調査及び検査)

第16条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために、補助対象者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは検査をすることができる。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前までに第5条の規定により行われた申請に対するこの告示の適用については、同日後もなおその効力を有する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

中能登町長 あて

(申請者) 住所
氏名
電話番号

補助事業認定申請書

中能登町危険空き家等除却費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、事業の認定を申請します。

| | | | |
|----------|-----------|--|----------------|
| 空き家等の所在地 | 中能登町 | | |
| 建築年及び構造 | | | |
| 面積及び戸数等 | 主な建物 | 延床面積 | m ² |
| | | 棟数 | 棟・戸数 戸 |
| | 附属建物 | 延床面積 | m ² |
| | | 棟数 | 棟 |
| 解体工事予定期間 | 着工 | 年 月 日 | |
| | 完了 | 年 月 日 | |
| 解体事業者 | 名称 | | |
| | 許可又は登録の種類 | <input type="checkbox"/> 建設業許可(建・土・と土) | 号 |
| | | <input type="checkbox"/> 解体事業登録 石川県知事第 | 号 |
| | 住所 | | |
| | 代表者 | | |
| 連絡先 | | | |

- この認定申請書の審査のため、納税等の状況を調査することに同意します。
- 空き家等の除却により発生したトラブル等については、申請者の責任において全て解決します。
- 除却後の跡地については、周辺住民の居住環境を悪化させることのないよう努めます。

添付書類 別紙チェックシートに基づく関係資料一式 (別紙 1)

(別紙1)

認定申請添付書類チェックシート

| チェック欄 | 添付書類一覧 |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 1 空き家等の位置図（付近見取り図） 住宅地図等を活用し、空き家等の場所に印をつけてください。 |
| <input type="checkbox"/> | 2 空き家等の配置図 敷地に対して建物がどの位置に建っているか図示してください。建物の外郭を示す簡易的なもので構いません。 |
| <input type="checkbox"/> | 3 所有者等及び建築年月が確認できる書類 土地・家屋名寄帳兼固定資産課税台帳又は土地・建物登記事項証明書を提出してください。 ※非住宅（納屋や倉庫、工場）、法人所有の建物は本補助金の対象外です。 |
| <input type="checkbox"/> | 4 補助事業に要する経費が確認できる見積書の写し（内訳明細の付いたもの） |
| <input type="checkbox"/> | 5 現況写真 |
| <input type="checkbox"/> | 6 戸籍謄本 相続人等の確認が必要な場合に提出してください。 |
| <input type="checkbox"/> | 7 同意書(様式第2号) 申請者が対象家屋の所有権を単独で有する場合は不要です。 所有権が複数にまたがる場合は、権利を有する者全員の同意が必要です。同意者全員の実印による押印及び印鑑証明を添付してください。 |
| <input type="checkbox"/> | 8 紛争が生じた場合の誓約書(様式第3号) 原則として補助金交付申請同意書(様式第2号)の提出が必要ですが、権利者全員の同意を得ることが困難な場合に、本書の提出をもって代えることができます。 申請者の実印による押印及び印鑑証明書が必要です。 |
| <input type="checkbox"/> | 9 その他確認事項 <ul style="list-style-type: none">・空き家が倒壊した際に、道または隣家に干渉し得る建物（<u>建物の高さ > 接地する道または建物との距離</u>）であること。・動産（移動できる家具や物品等）の処分費用は対象外です。・申請を行う以前に工事を着手している場合は対象外です。・解体業者による除却工事であること。・他の空き家関係の補助金の交付を受けている場合は対象外です。 |
| <input type="checkbox"/> | 10 上記以外で町長が必要と認める書類 <ul style="list-style-type: none">・・ |

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

中能登町長 あて

(申請者) 住所
氏名

印

同意書

申請者が中能登町危険空き家等除却費補助金の交付を受け、補助事業を実施することについて、次のとおり所有者等が同意していることを証明します。

1 補助事業：以下の空き家等を除却する工事

2 空き家等の所在地：中能登町 _____

3 所有者等同意

| 住所 | 氏名 | 印 |
|----|----|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

※ 押印は全て実印を使用し、印鑑証明書を添付すること。

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

中能登町長 あて

(申請者) 住所
氏名

印

紛争等が生じた場合の誓約書

空き家等の権利を有する全ての者から同意を得ることが以下の理由等により困難であるため、中能登町危険空き家等除却費補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、本書を提出します。

補助事業の実施にあたり、他の権利者等の間において紛争等が生じた場合には、自己責任においてすべて解決し、中能登町に対して一切の損害を与えないことを誓約します。

1 空き家等の所在地：中能登町 _____

2 同意を得ることが困難な者の氏名及び関係(続柄)等

3 同意を得ることが困難な理由等

※ 申請者欄の押印は実印を使用し、印鑑証明書を添付すること。

様

中能登町長

補助事業認定通知書

年 月 日付で申請のありました補助事業認定申請について、下記のとおり認定しましたので、中能登町危険空き家等除却費補助金交付要綱第6条により通知します。

記

- 1 空き家等の所在地
- 2 建築年及び構造
- 3 面積及び戸数等
- 4 解体工事予定期間
- 5 解体事業者
- 6 その他

中能登町長 あて

申請者 住 所
氏 名

補助事業実施計画書

| | | | | | |
|-------------------------|----------------|-----------------|---------------------------|------|----------------|
| 事業の実施場所 (危険空き家等の所在地) | | | | | |
| 危険空き家等の概要 | | 用 途 | | 構 造 | |
| | | 階 数 | | 延床面積 | m ² |
| 解体 工 事 業 者 | 名 称 | | | | |
| | 住 所 | | | | |
| | 許可番号 (登録番号) | 建設業 の場合 | □大臣 □知事 (-) 号 (工事業) | | |
| 解体工 事業の 場合 | | 解体工事業登録 知事 号 | | | |
| 対象経費 (除却工事費) | | 円 | | | |
| 事業の実施予定期間 (除却工事の工期) | | 着工日 | 年 月 日 | 完了日 | 年 月 日 |

様

中能登町長

危険空き家等除却費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金等の交付について、中能登町補助金交付規則第7条及び中能登町危険空き家等除却費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

| | |
|---|-------------------|
| 補助年度 | 年度 |
| 補助事業の名称 | 中能登町危険空き家等除却費補助事業 |
| 交付決定額 (不交付の理由) | 円 |
| 交付の条件 (1) 事業の内容の変更する場合は、遅滞なく町長の承認を受けること。 (2) 事業を中止する場合は、町長の承認を受けること。 (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。 (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保存しなければならない。 (5) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならない。 | |

中能登町長 あて

（申請者）住所
氏名
電話番号

補助事業変更承認申請書（兼 補助金変更交付申請書）

年 月 日付け第 号により認定を受け中能登町危険空き家等除却費補助金に係る事業について、次のとおり事業内容の変更をしたいので、中能登町危険空き家等除却費補助金交付要綱第 9 条の規定により変更の承認を申請します。

| | | |
|-------|------------|---|
| 変更の理由 | | |
| 変更の内容 | | |
| 費用額 | | 円 |
| 補助金の額 | 補助金既決定額 | 円 |
| | 変更後の補助金申請額 | 円 |

添付書類

- (1)補助事業変更計画書（様式第 9 号）
- (2)変更後の解体工事業者の見積書（内訳明細の付いたもの）
- (3)補助事業を施工する解体工事業者の土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業の許可書の写し又は解体工事業の登録がされていることを証明できる書類
- (4)その他（ ）

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

中能登町長 あて

申請者 住 所
氏 名

補助事業変更計画書

| | |
|----------|-----------|
| 交付決定日・番号 | 年 月 日 第 号 |
| 当初交付決定額 | 円 |

※変更しようとする事項のみ記入してください。

| | | | | | |
|------------------------|----------------|-----------------|---|-----|-------|
| 補助対象経費 (除却工事費) | | | | | |
| 交付申請額 | | | | | |
| 解体 工事 業者 | 名 称 | | | | |
| | 住 所 | | | | |
| | 許可番号 (登録番号) | 建設業 の場合 | <input type="checkbox"/> 大臣 <input type="checkbox"/> 知事 (-) 号 (工事業) | | |
| 解体工 事業の 場合 | | 解体工事業登録 知事 号 | | | |
| 事業の実施予定期間 (除却工事の工期) | | 着工日 | 年 月 日 | 完了日 | 年 月 日 |

様

中能登町長

補助事業変更承認通知書（兼 補助金変更交付決定通知書）

年 月 日付で申請のありました補助事業変更承認申請について、
下記のとおり承認しましたので、中能登町危険空き家等除却費補助金交付要綱
第9条第2項により通知します。

記

1 当初交付決定年月日・番号

年 月 日 第 号

2 当初交付決定額 円

3 変更交付決定額 円

4 危険空き家の所在地

5 補助金交付の条件

様式第 1 1 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

中能登町長 あて

（申請者）住所
氏名
電話番号

補助事業中止届出書

年 月 日付第 号をもって交付決定の通知のありました中能登町危険空き家等除却費補助金に係る補助事業を中止したいので、中能登町危険空き家等除却費補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 中止の理由

2 中止の予定日 年 月 日

様式第 1 2 号 (第 1 1 条関係)

年 月 日

中能登町長 あて

(申請者) 住所
氏名
電話番号

補助金交付申請取下届出書

年 月 日付第 号をもって交付決定の通知のありました中能登町危険空き家等除却費補助金について、下記の理由により交付申請を取り下げたいので、中能登町危険空き家等除却費補助金交付要綱第 1 1 条の規定により届け出ます。

記

1 取り下げの理由

様式第 1 3 号 (第 1 2 条関係)

年 月 日

中能登町長 あて

(申請者) 住所
氏名
電話番号

補助事業実績報告書

年 月 日付け第 号により認定を受け中能登町危険空き家等除却費補助金に係る事業について、事業が完了したので、中能登町危険空き家等除却費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により報告します。

| | | | |
|----------|------|---|-----|
| 空き家等の所在地 | 中能登町 | | |
| 除却工事実施期間 | 着工 | 年 | 月 日 |
| | 完了 | 年 | 月 日 |
| 事業に要した経費 | 円 | | |
| 補助金交付申請額 | 円 | | |

添付書類

- (1) 着工前写真、工事写真、完成写真
- (2) 除却工事に要した費用の支払いを証する領収書の写し
- (3) その他 ()

様式第 1 4 号 (第 1 3 条関係)

第 号
年 月 日

様

中能登町長

中能登町危険空き家等除却費補助金額確定通知書

年 月 日付け第 号により認定した中能登町危険空き家等除却事業に係る補助金について、中能登町危険空き家等除却費補助金交付要綱第 1 3 条の規定により通知します。

| | |
|--------|------------------|
| 補助金の名称 | 中能登町危険空き家等除却費補助金 |
| 確定額 | 円 |
| 備考 | |

様式第15号（第14条関係）

年 月 日

中能登町長 あて

住所
氏名

印

補助金請求書

年 月 日付け第 号で補助金の額の確定があったので、中能登町危険空き家等除却費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、次のとおり金額を請求します。

| 請求金額 | 円 | | | | | | |
|------|----------------|----------------------|--|--|--|--|--|
| 振込先 | 金融機関名 | | | | | | |
| | 支店名 | | | | | | |
| | 預金種類 | 普通 ・ 当座 ・ その他 () | | | | | |
| | 口座番号 | | | | | | |
| | (フリガナ) 口座名義 | ----- | | | | | |

※上記口座情報を確認できる通帳等の写しを添付すること。